

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1231	平成30/12/5	福祉保健局生活福祉部保護課	<p>○福保生保第○号（H○.○/○）非開示（不）・却下（冊子）の2件の決裁文書求める。</p> <p>○福保生保第○号（H○.○/○）弁明書の決裁文書求める。（弁明書2頁（ウ）行政指導の説明とある。）</p>	平成30/8/13	一部開示	<p>【対象公文書】</p> <p>1 平成○年○月○日付○福保生保第○号「公文書の開示請求に対する非開示及び却下決定について」起案文書</p> <p>2 平成○年○月○日付○福保生保第○号「審査請求に係る弁明書の提出について」起案文書</p> <p>【非開示部分及び理由】</p> <p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号様式のうち決定期限、先方の文書の日付、宛先、施行予定日、起案日、收受日、請求書受理年月日、開示決定期限、請求者氏名、文書名、非開示理由、却下理由、本開示請求に至った経緯及非開示（不存在）と判断した経緯 ・非開示決定通知書のうち宛先、日付、公文書の件名、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由、東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期 ・開示請求却下通知書のうち宛先、日付、公文書の件名又は内容、却下の理由 ・開示請求書のうち記載内容 ・補正についてのうち記載内容 ・開示請求書添付資料のうち記載内容 <p>特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため（条例7条2号該当）</p> <p>2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号様式のうち先方の文書、日付、審査請求人、審査請求に係る処分 ・弁明書のうち事件の表示、弁明の趣旨、本件処分の内容及び理由、本件処分に至るまでの経緯、審査請求書に記載されている事実の認否、審査請求人の主張に対する意見、証拠書類 ・弁明書添付の証拠書類のうち記載内容 ・弁明書の提出について（添付資料含む）のうち文書番号、審査請求人、処分内容に係る記載、証拠書類に係る記載 <p>特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため（条例7条2号該当）</p>	<p>全部の開示求める処分の取消し。「知る権利」情報公開事務の手引き：あらまし、公開条例第1条。※都民は、無知での批判出来ない。国の通知則る内容か否かは、請求人の知る権利示す。東京都の公務員倫理（マニュアル）研修資料が、一部始終の可視化示している。</p> <p>本件は、一部開示主張だが、全く閲覧不可の全ページ不開示の為、協議等の内訳分ならず、東京都公開条例第1条相反している。又、生活保護制度の目的不明でもある。</p>	<p>本件開示請求に係る公文書には、「特定の個人を識別することができる情報」、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれているため、当該部分については、条例第7条第2号により非開示となる。よって、第7条及び第11条第1項に基づく公文書一部開示決定処分を行ったものである。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
2	1261	平成31/3/25	生活文化局 総務部 総務課	生活文化局の「29生総総第2044号(H30.2/16)」弁明書の決裁関係分かるもの含む起案文書全部求める。	平成30/11/13	一部開示	<p>【対象公文書】 起案文書（29生総総第2044号）</p> <p>【非開示部分及び理由】 (1) 以下の部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため、非開示とする。 ア 第5号様式における審査請求人の住所及び氏名 イ 弁明書における審査請求人の氏名 ウ 開示請求書（弁明書添付）における開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話 エ 一部開示決定通知書（弁明書添付）における開示請求者の氏名 オ 対象公文書（弁明書添付）における氏名欄並びに内容欄及び対応欄の一部</p> <p>(2) 以下の部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため、非開示とする。 ア 審査請求書（ただし、收受印を除く。）</p>	<p>審査請求書の氏名・住所（〒含む）・電話番号以外は、開示求める。審査請求書の1・2・3・4・5項の記入は、個人情報非該当である。○職員の本件非開示の釈明は、判然としない。その後、審査請求書の交付する審査庁から、東京都文書事務の手引上「広義の意味での公文書」説明有。</p> <p>本件の処分変更は、非統一から総務局・生活文化局の統一化したもの。しかも、決裁関係職（課長・課長代理）同人物の差異（矛盾するもの）矛盾作る公務員は、公務の冒流である。その為、民法第95条違反至り、都民の困乱作る。処分変更しないように地方公務員法第35条行うべきだ。信義則の問題である。</p>	<p>本件開示請求に係る請求内容について対象公文書の特定を行った結果、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するものと判断し、收受印以外の部分を非開示として平成30年11月13日付一部開示決定を行ったものである。</p> <p>なお、平成30年12月13日付けで審査請求人から提起された審査請求を踏まえ、再度検討をした結果、審査請求人の住所、郵便番号、氏名、電話番号及び印影並びに開示請求者の住所、郵便番号、氏名及び電話番号を特定の個人を識別できる情報として非開示とすることで、その余の部分については開示をしても、個人の権利利益を害するとは認めにくいと判断し、条例第20条第1項第2号で予定される変更を行い、平成31年1月24日付けで条例第11条第1項に基づき、改めて一部開示決定通知を行っている。</p> <p>また、対象公文書のうち、審査請求人が回答書（平成31年2月20日收受）において開示を求めている苦情等処理カードの聴取内容に係る記載の非開示部分については、諮問第1132号により、平成30年2月22日付けで東京都情報公開審査会に諮問され、係争中である。</p>
3	1281	令和元/5/24	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課	<p>平成〇年〇月〇日の民生委員・児童委員担当〇〇の通話記録等求める。（当日の通話用件：民生委員法）</p> <p>追記→民生委員・児童委員の「・」扱う様に、二つの委員の差別化示す実施機関だが、職員ら主張「兼業」示すが、委員自身の兼業意識不十分。「自己紹介」の公式の場では、民生委員の主張のみ。</p>	平成31/3/15	一部開示	<p>【対象公文書】 平成〇年〇月〇日の民生・児童委員担当〇〇の電話対応記録</p> <p>【非開示部分及び理由】 ・苦情・要望者に係る情報、内容及びその後の対応経過 特定の個人を識別することができる情報もしくは、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。（東京都情報公開条例第7条第2号該当）</p> <p>・内容 一般に公にしていない内部管理情報につき、公にすることにより、関係者以外の者から問合せ等があることで、行政運営に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第6号該当）</p>	<p>本件の閲覧にテーブル伺った際の非開示理由「ご本人の意見は、個人情報です。」 ○課長代理の説明は、東京都公開条例第7条2号に当たらない為、意見の開示求める。又、個人情報は、収集の制限有（東京都個人情報保護に関する条例第4条）、当人の同意要する。当日の○課長代理の口調は余りも批判的であった為、議事録作成求めたが、私の個人情報の記録する同意していない。</p> <p>「本件」は、意見が、個人情報か否か争点。意見は、氏名・住所・電話番号の非開示のみなら、どこの誰の意見か分からない。それとも、氏名・住所・電話番号の非開示でも、私の意見と分かるのかを弁明書で具体的説明や伴う証拠書類（情報公開課の中央研修資料等）の提出求める。</p>	<p>(1) 本対象公文書における非開示部分のうち、苦情・要望者の「氏名」、「性別」、「住所」及び「電話番号」欄に記載の情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>また、「内容」欄に記載の情報は、都民から処分庁に寄せられた民生委員に対する苦情、要望、提言及び意見に関するもの及び当該都民の行動記録であり、苦情者・要望者、その他特定の個人に関する情報が含まれている。このため、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。</p> <p>なお、これらの非開示部分は、同号ただし書のいずれにも該当していない。</p> <p>よって、非開示とした部分は、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると判断し決定した。</p> <p>(2) 条例第7条第6号の該当性について 「内容」欄に記載の情報は、当該都民の民生委員に対する非難、中傷を含む個人的な見解が含まれている。 民生委員は民生委員法によって定められており、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」（同法第1条）ものとされている。 本情報を公にすることは、都民全体の民生委員に対する信頼の欠如を招くとともに、民生委員が行う事務事業が適正に行われなくなるおそれがあり、ひいては、民生委員への就任固辞等、同委員の深刻な人員不足を引き起こし、結果、都政における民生委員制度へ支障を来すおそれがある。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
									よって、非開示とした部分は、条例第7条第6号の非開示情報に該当すると判断し決定した。
4	1282	令和元/5/24	生活文化局 総務部 総務課	生活文化局の「29生総総第2044号(H30.2/16)」弁明書の決裁関係分かるもの含む起案文書全部求める。	平成31/1/24	一部開示	<p>【対象公文書】 起案文書（29生総総第2044号）</p> <p>【非開示部分】 ・29生総総第2044号公文書一部開示決定に係る審査請求に関する弁明書の提出について（起案用紙）のうち、審査請求人の住所及び氏名 ・弁明書（案）のうち、審査請求人の氏名 ・29生総総第1705号一部開示決定通知書（弁明書添付）のうち、開示請求者の氏名 ・開示請求書（弁明書添付）のうち、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号 ・対象公文書（弁明書添付）のうち、氏名欄並びに内容欄及び対応欄の一部 ・29総総法査第515号の2弁明書の提出についてのうち、審査請求人の氏名 ・29総総法査第515号審査請求書（添付書類含む）のうち、審査請求人の住所、郵便番号、氏名、電話番号及び印影並びに開示請求者の住所、郵便番号、氏名及び電話番号</p> <p>【非開示理由】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）</p>	処分取り消し求める。東京都情報公開事務手引第20条部分：取消、又は、変更の為、取消し通知、又は、変更通知の欠いた、改めた本件通知は公開条例第20条反する。	<p>本件開示請求に係る請求内容について対象公文書の特定を行った結果、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するものと判断し、收受印以外の部分を非開示として平成30年11月13日付一部開示決定を行った。</p> <p>その後、平成30年12月13日付けで審査請求人から提起された審査請求を踏まえ、再度検討をした結果、審査請求人の住所、郵便番号、氏名、電話番号及び印影並びに開示請求者の住所、郵便番号、氏名及び電話番号を特定の個人を識別できる情報として非開示とすることで、その余の部分については開示をしても、個人の権利利益を害するとは認めにくいと判断し、条例第20条第1項第2号で予定される変更を行い、平成31年1月24日付けで条例第11条第1項に基づき、改めて一部開示決定通知を行ったものである。</p> <p>本件処分に係る変更は、条例第20条第1項第2号「開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第23条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合(当該実施機関がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)」の規定のとおり、条例上、予定されているものと解され、条例第11条第1項に基づき通知を行なったものである。</p>
5	1307	令和元/7/1	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課	平成29年度に実施した東京都民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象とした研修資料（ただし、講師が同一で研修資料が重複する場合は、2回目以降の当該部分の研修資料を開示対象外とする。）	平成31/3/29	一部開示	<p>【対象公文書】 ・新任民生委員・児童委員研修資料（その1）（平成29年4月18日及び19日） ・新任民生委員・児童委員研修資料（その2）（平成29年5月29日） ・新任民生委員・児童委員研修資料（その1）（平成29年7月25日） ・新任民生委員・児童委員研修資料（その2）（平成29年8月21日及び22日） ・会長・副会長研修（平成29年6月14日） ・会長・副会長研修（平成29年7月21日） ・主任児童委員研修【応用編】（平成29年9月8日） ・主任児童委員研修【基礎編】（平成29年9月8日） ・主任児童委員研修【応用編】（平成29年9月13日） ・主任児童委員研修【基礎編】（平成29年9月13日） ・主任児童委員研修【応用編】（平成29年9月21日） ・主任児童委員研修【基礎編】（平成29年9月21日） ・新任民生委員・児童委員研修資料（その2）（平成29年11月21日及び22日） ・新任民生委員・児童委員研修資料（その2）（平成30年2月26日及び27日）</p>	処分取消求める。東京都情報公開条例第1条目的の欠いた研修資料。本件は、児童相談所業務のみ研修資料で、「青年分野」欠如。若者（青年分野20代・30代）の取組みする民生委員研修資料欠如。	<p>(1) 本対象公文書における非開示部分のうち、「研修講師の氏名、所属、役職、経歴及びメールアドレス」、「事例発表者の氏名及び所属」、「人物写真」及び「事例中の氏名」は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>また、「事例中の具体的な行動記録及び発言」に関する情報は、特定の個人に関する情報が含まれている。このため、これを公にした場合、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。</p> <p>なお、これらの非開示部分は、同号ただし書のいずれにも該当していない。</p> <p>以上のことから、非開示とした部分は、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると決定した。</p> <p>(2) 本対象公文書における非開示部分のうち、「法人の名称」は、研修資料中に掲載している内部的資料の作成者であり、当該法人が作成した内部的資料は、一般には公にしていけないものである。このため、これを公にすることは、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものである。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
						<ul style="list-style-type: none"> ・現任（１）民生児童委員研修資料（平成２９年６月１３日） ・現任（１）民生児童委員研修資料（平成２９年６月１５日） ・現任（２）民生児童委員研修【前期】（平成３０年１月１２日） ・現任（２）民生児童委員研修【前期】（平成３０年１月２３日） ・現任（２）民生児童委員研修【前期】（平成３０年２月１６日） ・民生委員・児童委員【現任】人権研修 ・現任（２）民生児童委員研修【後期】（平成２９年１０月２４日及び２５日） ・支庁合同民生児童委員研修 ・支庁民生児童委員研修 ・民生児童委員メンタルヘルス研修 <p>【非開示部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修講師の氏名、所属、役職、経歴、著書及びメールアドレス ・研修資料内の写真及び事例 ・法人の名称 ・事例発表者の氏名及び所属 <p>【非開示理由】</p> <p>特定の個人を識別することができる情報もしくは、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。（東京都情報公開条例第７条第２号）</p> <p>法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。（東京都情報公開条例第７条第３号）</p> <p>都が行う研修事業に関する情報であり、公にすることにより、研修資料の作成等に支障を及ぼすおそれがあり、当該研修事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第７条第６号）</p>		<p>なお、これらの非開示部分は、同号ただし書のいずれにも該当していない。</p> <p>以上のことから、非開示とした部分は、条例第７条第３号の非開示情報に該当すると決定した。</p> <p>（３）本対象公文書における非開示部分のうち、「事例中の情報」には、民生委員が相談者等に対し抱いた感想等を含む個人的な見解が含まれている。</p> <p>民生委員は民生委員法（昭和２３年法律第１９８号。以下「民生委員法」という。）によって定められており、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」（民生委員法第１条）ものとされている。</p> <p>本情報を公にすることは、民生委員が行う事務事業が適正に行われなくなるおそれがあるとともに、都民全体の民生委員に対する信頼の欠如を招き、ひいては、民生委員への就任固辞等、同委員の深刻な人員不足を引き起こし、結果、都政における民生委員制度へ支障を来すおそれがある。</p> <p>以上のことから、非開示とした部分は、条例第７条第６号の非開示情報に該当すると決定した。</p>	
6	1309	令和元/7/1	福祉保健局生活福祉部地域福祉課	次の起案文書の請求する。 30〇〇第〇〇号（平成31年〇月〇日）の件。	平成31/4/8	一部開示	<p>【対象公文書】</p> <p>平成31年〇月〇日付30〇〇第〇〇号「公文書の開示請求に対する一部非開示決定について」起案文書</p> <p>【非開示部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年〇月〇日付30〇〇第〇〇号第5号様式のうち、決定期限、先方の文書の日付、宛先、施行予定日、起案日、收受日、請求書受理年月日、開示決定期限、請求者氏名 ・一部開示決定通知書のうち、宛先、日付、公文書の件名、東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期 ・別紙のうち、公文書の件名、開示しない部分、根拠規定、当該規定を適用する理由 ・確認事項のうち、記載内容 ・一部開示対象公文書のうち、記載内容 ・開示請求書のうち、日付、開示請求者の氏名、郵便番号、住所、電話、開示請求に係る公文書の件名又は内容 <p>【非開示理由】</p> <p>特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであ</p>	<p>本件起案文書2枚目の協議欄は職員名開示しており、原案の決裁関係職員名拒む・窓口対応職員名拒む〇〇「個人情報」主張の相違。職員名が個人情報の考え違い。</p> <p>東京都情報公開条例第1条目的の趣旨：透明な行政（可視化）の義務を負う。最大限の裁量（地方公務員法第35条）から、本件の非開示部分は、請求人の氏名・住所・電話番号以外の開示せよ。特に全面非開示2枚の疑義。</p>	<p>（１）以下の部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため条例第7条第2号に該当する。</p> <p>ア 第5号様式における宛先及び請求者氏名</p> <p>イ 一部開示決定通知書における宛先</p> <p>ウ 開示請求書における開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話</p> <p>（２）以下については、個人に関する情報で他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため条例第7条第2号に該当する。</p> <p>ア 第5号様式における決定期限、先方の文書の日付、施行予定日、起案日、收受日、請求書受理年月日、開示決定期限</p> <p>イ 一部開示決定通知書における開示請求年月日、公文書の件名、東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期</p> <p>ウ 一部開示決定通知書の別紙における公文書の件名、開示しない部分、根拠規定、当該規定を適用する理由</p> <p>エ 確認事項における記載内容</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
							るため。（東京都情報公開条例第7条第2号）		オ 一部開示対象公文書における記載内容 カ 開示請求書における請求年月日、開示請求に係る公文書の件名又は内容收受印の年月日 なお、これらの非開示部分は、同号ただし書のいずれにも該当していない。 以上のことから、非開示とした部分は、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると決定した。
7	1338	令和元/8/8	総務局 人事部 人事課	平成○年○月○日（○）総務局人事部人事課人材育成担当○○の福祉保健局生活福祉部地域福祉課民生委員児童委員担当○○の対応議事録（記録）全部求める。	令和元/5/17	一部開示	【対象公文書】 電話対応記録（平成○年○月○日） 【非開示部分及び理由】 ・電話をした者の氏名及び発言内容 氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、発言内容については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）	処分取消し求める。 福祉保健局生活福祉部の「職員について」開示せよ。※分別せよ。	開示対象となる公文書の文中に、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる氏名が記載されていること、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある発言内容が記載されている部分については非開示としたものである。（東京都情報公開条例第7条第2号）
8	1345	令和元/8/16	福祉保健局 総務部 総務課	○福保総総第○号（平成○年○月○日）「非開示決定（不存在）通知書」の係る起案文書。	令和元/5/27	一部開示	【対象公文書】 ・平成○年○月○日付○福保総総第○号「公文書開示請求に係る非開示決定について」起案文書 【非開示部分】 ・平成○年○月○日付○福保総総第○号 第5号様式のうち、先方の文書の日付、宛先、起案日、收受日、開示請求書受理年月日、補正書受理年月日、開示決定期限、延長通知日及び文書記号、補正依頼の翌日の日付、補正に要した期間、請求者氏名及び開示請求内容 ・非開示決定通知書（案）のうち、宛先、開示請求年月日、公文書の件名、非開示理由及び東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書を開示することができる時期 ・開示請求書のうち、開示請求年月日、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話、開示請求に係る公文書の件名又は内容並びに開示請求書收受日 ・「開示請求に係る補正について」のうち、文書記号、補正依頼日、宛先、開示請求者名、開示請求年月日及び返送期限 ・「開示請求に係る補正について」別紙1のうち、開示請求年月日及び補正内容 ・補正書のうち、開示請求年月日、補正年月日、請求者氏名、補正内容及び補正書收受日 ・「開示請求に係る補正について」のうち、文書記号、補正依頼日、宛先、開示請求者名、開示請求年月日、補正年月日及び返送期限 ・「開示請求に係る補正について」別紙1のうち、開示請求年月日、補正年月日及び補正内容 ・（再）補正書のうち、開示請求年月日、補正年月日、（再）補正年月日、請求者氏名、補正内容及び（再）補正書收受日 ・開示請求内容確認書のうち、開示請求年月日、補正年月日、（再）補正年月日、補正書に記載された内容、確認した請求内容及び確認年月日	公開条例第7条2号は、個人情報保護条例第2条の判断（手引）の為、本件は誤りである。 福祉保健局は、都に寄って、公開条例第7条2号非開示の考え方に差異がある。 「個人情報」定義の統一性欠如。公開条例第1条目的（手引）は、本件との整合性欠如。職員は、むやみに身分証の確認不可。 「起案文書」は公務上の作成の為、公務員の個人情報欠く。又、請求人の自己情報の非開示部分なら、自己情報開示請求手続き行う（身分証使う）。	本件処分は、処分庁が、開示請求対象となった公文書内に「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれていることから、条例第7条第2号及び第11条第1項に基づいて行ったものであり、条例の規定に即して適法かつ相当に行ったものである。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
							<p>・○福保総第○号「開示決定等決定期間延長通知書」（写し）のうち、文書記号、延長通知日、宛先、開示請求年月日、公文書の件名、東京都情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間、補正期間及び延長後の決定期間</p> <p>【非開示理由】</p> <p>特定の個人が行った開示請求に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）</p>		
9	1354	令和元/8/28	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	「31〇〇第〇〇号（平成31年〇月〇日）」件の起案文書求める。	令和元/5/9	一部開示	<p>【対象公文書】</p> <p>31〇〇第〇〇号「公文書の開示請求に係る開示請求却下決定について」</p> <p>【非開示部分及び理由】</p> <p>・開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号</p> <p>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）</p>	<p>処分取消求める。都民の声カードは、おおむね開示有り、非開示：個人情報保護条例第2条定義示す・同上第4条収集の制限は、不要禁止。</p> <p>保護課は、○福保生保第○号弁明書2項第2部分は、個別の扱いしない主張（弁明）しており、個人情報の扱い否認否定している。（従前から、口頭上も「個人」の件扱いしない説明有）その為、公開条例第7条2号の当たる業務欠如：東京都組織規定。並びに、地域福祉課は民生委員・児童委員の研修業務の為、都民の個人情報扱うもの欠如：東京都組織規定。</p> <p>情報提供の禁止事項欠くなら、適宜の情報提供の義務を争う。知る権利争う本件である。</p> <p>そもそも、特定の個人を識別要する目的不明のものである〇〇シートだ。</p>	<p>本件対象公文書には、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号が記載されており、当該情報は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当することを理由に、非開示とした。</p>
10	1356	令和元/8/28	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	「29〇〇第〇〇号」及び「31〇〇第〇〇号」の決定に際し、何故このような決定になったのかが分かる文書	令和元/5/23	一部開示	<p>【対象公文書】</p> <p>・29〇〇第〇〇号「公文書の開示請求に係る開示決定について」</p> <p>・31〇〇第〇〇号「公文書の開示請求に係る開示請求却下決定について」</p> <p>【非開示部分及び理由】</p> <p>・開示請求者の氏名、郵便番号、住所、電話番号</p> <p>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）</p>	<p>処分取消求める。東京都組織規定欠如の本件である。請求異なる本件決定事項かつ「苦情処理等シート」扱い基準相違の起案文書の決定でもある。又、「都民の声カード」基準から、おおむね開示有り、非開示部分：個人情報保護条例第2条のみ。</p> <p>請求者の個人情報収集や、都民の意見が個人情報の論説の法的根拠欠如。</p> <p>情報提供の欠如が、横行している都職員。保有未知な都民対応（請求者）を見下す職員ら。</p>	<p>審査請求人が提出した開示請求書には、「公開条例第7条2号は、個人情報保護条例第2条2号の異なるものが分かる資料求める。」（以下「本件請求内容」という。）と記載されていた。本件請求内容では、対象公文書の特定ができなかったため、審査請求人より補正書を收受し、その記載内容から、対象公文書として「29〇〇第〇〇号『公文書の開示請求に係る開示決定について』及び「31〇〇第〇〇号『公文書の開示請求に係る開示請求却下決定について』」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、一部開示決定を行った。</p> <p>本件対象公文書には、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号が記載されており、当該情報は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する事を理由に、非開示とした。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
11	1381	令和元/10/1	総務局 人事部 人事課	○総人第○○号（R○、○/○）の件の起案文書求める。	令和元/7/3	一部開示	【対象公文書】 令和○年○月○日付○総人第○○号公文書の一部開示決定について 【非開示部分及び非開示理由】 ・氏名、郵便番号、住所及び電話番号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例7条2号該当） ・発言内容 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例7条2号該当）	処分取消求める。東京都組織規定に従え。 「職員について」対応メモは、都民の個人情報とは違う。公務員は、心証業務禁止（地方公務員法第33条） 「○○区」・「○○」の非開示が、以外の脈略等の都民の声の開示可能。区と氏の不明は、誰のことか知り得ること難しい。※職員らの守秘義務の厳しくあれば。	氏名、郵便番号、住所及び電話番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、発言内容については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。
12	1430	令和2/1/27	生活文化局 総務部 総務課	平成○年度（○/○）～令和元年（○/○）の生活文化局総務部総務課人事担当の情報公開の開示請求書の受付に関する請求者について「保有個人情報取扱事務届出事項」に基づき、「苦情処理等シート」作成した全件分求める。	令和元/10/24	一部開示	【対象公文書】 ・苦情等/提案・意見等処理カード（平成○年○月○日（○）） ・苦情等/提案・意見等処理カード（平成○年○月○日（○）） ・苦情等/提案・意見等処理カード（平成○年○月○日（○）） ・苦情等/提案・意見等処理カード（平成○年○月○日（○）） ・苦情等/提案・意見等処理カード（平成○年○月○日（○）） ・苦情等/提案・意見等処理カード（平成○年○月○日（○）） ・苦情等/提案・意見等処理カード（平成○年○月○日（○）） 【非開示部分】 氏名欄の記載内容、住所欄の記載内容並びに内容欄及び対応欄のうち個人を識別しうる記載部分 【非開示理由】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当）	処分の取り消し求める。公開条例第7条2号の扱いの統一性欠く。	本件処分に係る対象公文書は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が一部含まれており、当該部分が東京都情報公開条例第7条第2号に該当するものと解されるため、該当部分を非開示とし一部開示を決定した。 よって、本件処分は適法かつ妥当なものである。
13	1457	令和2/2/19	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	「31生○○第○号（令和元年○月○日）」 弁明書について、起案文書求める。	令和元/10/11	一部開示	【対象公文書】 31生○○第○号「審査請求に伴う弁明書の提出について（回答）」 【非開示部分及び理由】 1 起案用紙 ・「1 審査請求人の名称及び所在地」 ・「4 事件の表示」のうち、審査請求人の名称 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・「2 審査請求の趣旨」 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） 記載された内容を公にすることにより、今後、公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求あるいは開示請求に伴う審査請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、結果として、開示請求を躊躇する可能性を否定できず、東京都情報公開	処分の取り消し求める。審査請求書の1・2・3・4・5の開示せよ。 中央研修資料12頁。東京都の「公開条例第7条2号」の統一性の確保せよ。29生広情・30生広情・31生広情の非開示の考え方の異なる案件有。※審査請求していない案件。 公人の個人情報以外は、開示できる。（公務上の行政運営関係）公務員の行政運営は、可視化すべきが相当だ。	本件開示請求は、令和元年○月○日付31生○○第○号「弁明書」を受けて、当該弁明書の審議の経緯を確認するために行ったものである。 このため、当該弁明書に係る決定原議を本件対象公文書に特定し、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と認められる情報について、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するとして、また、記載された内容を公にすることにより、今後、公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求あるいは開示請求に伴う審査請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、結果として、開示請求を躊躇する可能性を否定できず、条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進による開かれた都政の実現」を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められる情報については、条例第7条第6号に該当するとして、非開示とする本件処分を行った。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
						<p>条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進により、開かれた都政の実現」を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）</p> <p>2 弁明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 事件の表示」のうち、審査請求人の名称 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・「4 本件処分に至るまでの経緯」のうち、本件処分の経緯 ・「5 審査請求書記載事実の認否」 ・「6 審査請求人の主張に対する意見（反論）」 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） <p>記載された内容を公にすることにより、今後、公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求あるいは開示請求に伴う審査請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、結果として、開示請求を躊躇する可能性を否定できず、東京都情報公開条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進により、開かれた都政の実現」を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）</p> <p>3 弁明書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人の名称 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） <p>4 審査請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年月日 ・審査請求書の内容 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） <p>記載された内容を公にすることにより、今後、公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求あるいは開示請求に伴う審査請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、結果として、開示請求を躊躇する可能性を否定できず、東京都情報公開条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進により、開かれた都政の実現」を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）</p> <p>5 非開示決定通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者氏名 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） 			

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
							<p>6 開示請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者氏名、郵便番号、住所及び電話 <p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」 ・「2 開示の区分（希望する開示方法を○で囲んでください。）」 <p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）</p> <p>記載された内容を公にすることにより、今後、公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、結果として、開示請求を躊躇する可能性を否定できず、東京都情報公開条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進により、開かれた都政の実現」を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）</p>		
14	1522	令和2/9/15	総務局 人権部 人権施策推進課	令和元年11月の「みんなの人権（冊子）」の起案文書等全部求める。	令和2/3/2	一部開示	<p>【対象公文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月24日付31総人権第274号「人権啓発冊子『みんなの人権』の印刷」 ・令和元年7月25日付31総契活第53号「人権啓発冊子『みんなの人権』の印刷」 ・令和元年8月7日付31総契活第53号の2「人権啓発冊子『みんなの人権』の印刷」 ・印刷製本請負契約書（令和元年8月23日付31総契活第53号の2） ・支出命令書（令和2年1月16日発行） <p>【非開示部分及び理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の口座に関する情報及び「積算内訳書」の「金額（税抜）」 <p>公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第7条第3号に該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の印影 <p>公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障をきたすおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第7条第4号に該当）</p>	<p>処分の取消求める。</p> <p>※政府官報号外第135号（昭和40年12月18日）：条約28号否認である。</p> <p>起案は外務省告示第674号欠くものであり、官報号外第241号（平成7年12月20日）を否認した「みんなの人権」36頁の※部分である。又、外務省告示「留意」である。</p> <p>「起案文書」の法的義務問う官報・判例の分かるよう作成すべきである。客観性欠いている本件である。判例不知の怠慢。</p> <p>国に従え。答申は、判例引用求める。本件は、憲法第11条・第13条・第14条、並びに第98条の争いだ。</p>	<p>処分庁は、本件開示請求書受領時に、支出関係も含むすべての書類である旨を本人に確認した上で、法人の口座に関する情報及び「積算内訳書」の「金額（税抜）」は、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当、法人の印影については、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障をきたすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当することにより、本件処分を行ったものである。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において「外務省告示第674号を欠く、また、官報号外第241号を否認している」等主張しているが、当該主張は本件開示請求とは異なる。</p>